

嬉野市地区福祉活動支援事業 実 施 要 綱

(目 的)

第 1 条 地域住民の参加により地域に即した事業を展開し、事業を通して住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支えあう地域社会づくりに寄与することを目的とする

(名 称)

第 2 条 この事業は、嬉野市地区福祉活動支援事業（以下「地区福祉活動事業」という）という

(実施主体)

第 3 条 地区福祉活動事業は、行政区を実施主体とする

(事 業)

第 4 条 地区福祉活動事業の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う

- (1) 世 代 間 交 流
- (2) 環 境 美 化 活 動
- (3) そ の 他 必 要 な 事 業

(事業の申請)

第 5 条 地区福祉活動事業を実施しようとする行政区は、年 1 回のみ別紙様式（様式第 1 号）で嬉野市社会福祉協議会長（以下「会長」という）へ申請するものとする

(運 営)

第 6 条 地区福祉活動事業の運営は、各行政区の計画により行う

(事業年度)

第 7 条 地区福祉活動事業は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終わる

(事業の報告)

第 8 条 地区福祉活動事業が完了したら、別紙様式（様式第 2 号）で、会長に事業終了後あるいは事業年度終了後、一月以内に報告する

(経 費)

第 9 号 この事業を申請し、実施した地区に対し、会長は、地区福祉活動事業の経費の一部を予算の範囲内で助成する

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

別紙

助成金の額

※ 助成基準 各行政区の世帯数（※各戸宛配布文書枚数）を考慮し、基本額と加算額を含めて以下のとおり助成額（年間）を交付する

（世帯数の基準日 毎年 4月 1日 現在とする）

単位：円

世帯数	基本額	加算額	助成額
30世帯以下	10,000		10,000
31世帯～50世帯以下	10,000	5,000	15,000
51世帯～100世帯以下	10,000	10,000	20,000
101世帯～200世帯以下	10,000	15,000	25,000
201世帯～300世帯以下	10,000	20,000	30,000
301世帯以上	10,000	25,000	35,000

取組んでいただく事業（例）

①世代間交流事業

（三世代のつどい、伝承活動、地区のお祭り、スポーツ交流等）

②環境美化活動

（区内清掃活動、除草・草払い等）

③その他

（防災訓練、講演会 等）